

生け垣保全委員会だより 第1号

(平成28年6月)

■「ガイドライン」違反は40件

生け垣を取り払い塀やフェンスなどにやり変えた住宅が花の季台全体で40件に上ることが、生け垣保全委員会が行った独自調査によって明らかになりました。道路、公園、緑道に面する外構部分については、生け垣以外を禁止する「外構計画ガイドライン」に違反する住宅は近年ぽつぽつ見かけられますが、その数が具体的に示されるのは初めてです。

40件の態様別では、板塀や金網などのフェンスが最多の31件、ブロック塀が3件、その他(テラス・サンルーム・枕木・植栽なし)が6件となっています。街区別ではA10件、B12件、C7件、D11件です。主にどのような世帯に違反が多いのか、その背景や理由は何か。委員会ではこれから詳しく分析していく方針です。

違反ではないが、生け垣自体の手入れ不足と放置も確実に進んでおり、思いのほか状況は重症です。「市内一美しい生け垣の団地」と他地区tの住民からも羨(うらや)ましがられた景観が、このままでは「昔語り」になることが懸念されます。

■ 生け垣を枯らした犯人は？

D街区で5月24日、団地内道路の植え込みの「ボンエルフ」(ホルト)に植えてあるカシの木2本を管理者の区役所が剪定しました。住民から自宅前のカシにより庭の日当たりが悪くなり、生け垣の一部が枯れたという相談が委員会に寄せられたのがもとです。

カシは丈夫で虫が付きにくいことから住宅街の街路樹に選ばれていますが、今回剪定対象の2本はいずれも長年手入れされた形跡がなく、生い茂った枝や葉っぱがすぐそばのツツジの日照を完全にさえぎっていました。

当日の作業には委員会のメンバー全員が立ち会いました。不要な枝を7~8割方ばっさり切り落とす強めの剪定でした。十分な日照と風通しが確保されたことにより、ツツジはやがて元気を取り戻すことでしょう。

生け垣が枯れる被害は必ずしも人為的な原因に限らないケースもあるとして、委員会では団地全体で同様な被害調査を6月14日に実施しました。合わせて公園や遊歩道の市が管理する樹木についても、枝が伸び放題でみっともなくはないか、人や車の通行を妨げていないかなどをチェックしました。結果がまとまり次第、区役所に剪定を要望する方針です。



※生け垣保全委員会だよりは随時掲載します。